

# 日高川町地球温暖化防止実行計画



平成20年4月  
日高郡日高川町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 基準年度における温室効果ガス排出状況・・・・・・・・ 4
2. 温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 温室効果ガスの削減目標

1. 行動目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第4章 公共施設での具体的な取り組み

1. 物品の購入にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 用紙及び電気等使用にあたっての取組・・・・・・・・ 10
3. 廃棄にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 建築及び管理にあたっての取組・・・・・・・・・・ 11
5. 施設の修理・解体にあたっての取組・・・・・・・・ 11
6. 公共事業・施設管理にあたっての取組・・・・・・・・ 11
7. 環境保全に関する意識向上・率先実行の推進にあたっての行動目標・・・・・・・・ 11
8. 一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進・・・・・・・・ 12

## 第5章 推進・点検体制

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

# 第1章 基本的事項

## 1. 計画策定の背景

20世紀において、人類の活動は科学技術の発展を背景に大きく変化してきた。

人類はより豊かで便利な生活を手に入れた一方、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動により、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題に直面することとなった。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組み条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。

これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリンから始まり、1997年に「第3回締約国会議(COP)」が開かれ、各国の温室効果ガスの削減目標を具体的に示した「今日と議定書」が採択されました。

この中で我が国は、温室効果ガスの総排出量を2008～2012年の第1約束期間に1990年レベルから6%削減することを約束しました。

京都議定書の6%削減に向けて、国は平成14年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を見直し、国・地方公共団体・事業者・国民といった全ての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが必要不可欠である。

### 地球温暖化の推進に関する法律第8条

第八条 都道府県及び市町村は基本方針に則して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、または変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならない。

### 地球温暖化対策に関する基本方針について（抄）

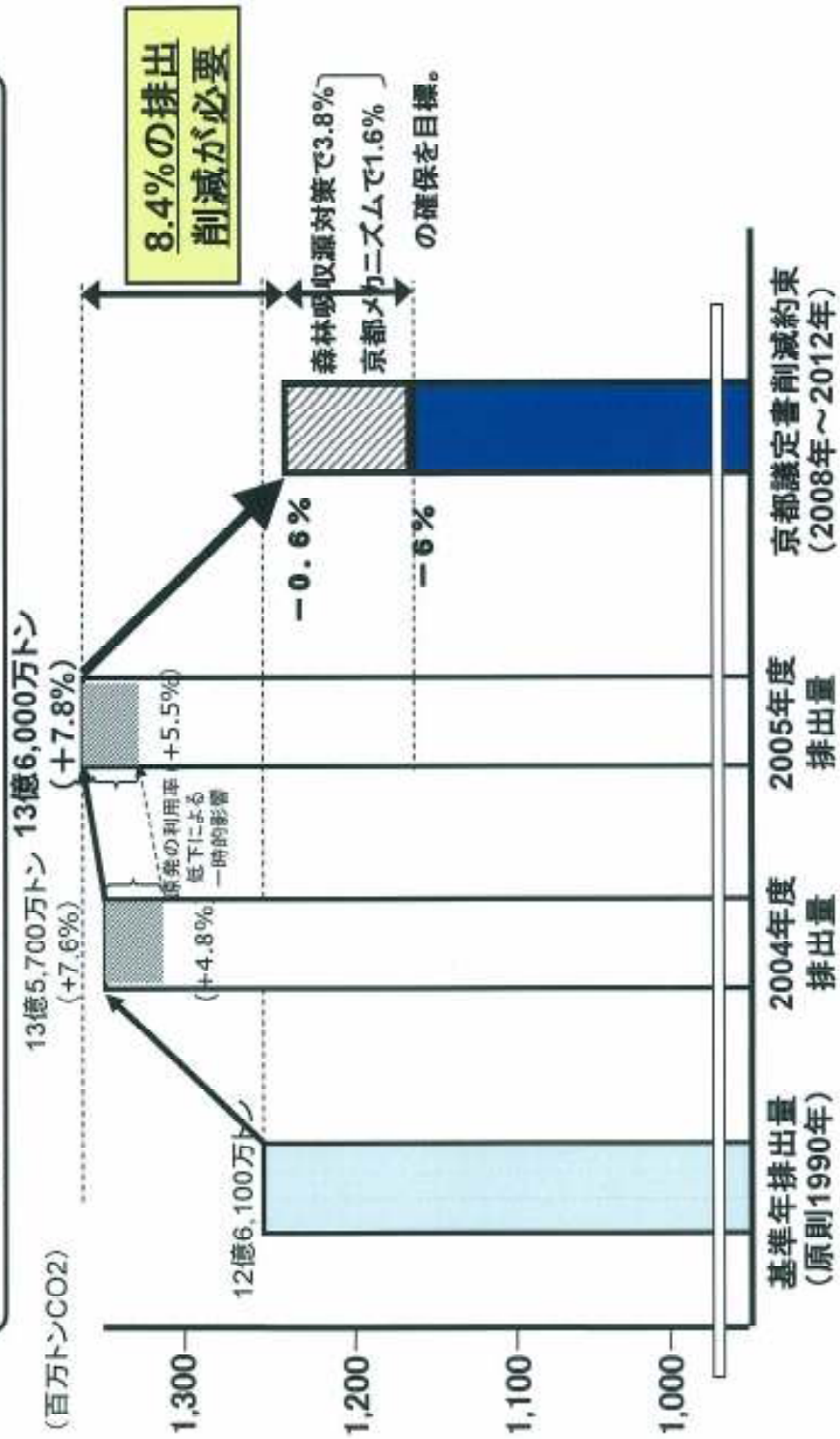
3. 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項

(1) 策定、変更及び公表

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府の実行計画」という。）を策定し、または変更しようとするときは、その案を公表し、閣議の決定を求めるとともに、閣議決定があったときは、遅滞なく公表しなければならない。

## 我が国の温室効果ガス排出量

2005年度における我が国の排出量は、基準年比7.8%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、8.4%の排出削減が必要。



## 2. 計画の目的

日高川町の事務および事業活動により、環境負荷を掛けていることを認識し、地球温暖化防止活動の趣旨を各職員が認識し、確実に実践できるための計画を策定するものであり、住民や事業所の模範となり得るものを策定し地球温暖化防止活動の促進を図るものである。

## 3. 計画の期間

平成 20 年度～平成 24 年度までの 5 年間とする。

なお、数値的な目標については、平成 18 年度を基準年度とし、計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本庁・支所及び出先機関を含めた職員が常時勤務している施設で、外部委託業務を除く事務及び事業全般とします。

## 5. 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象とする温室効果ガスは 6 種類で、下記の表の通りです。

ガスの種類	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	代表的な温室効果ガス 日本の場合、温室効果ガスの中で二酸化炭素の比率が 90 % と極めて高い	化石燃料の燃焼など
メタン (CH <sub>4</sub> )	21	天然ガスの主成分で、常温で気体。良く燃える	稲作、家畜の腸内発酵、 廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物 (例えば二酸化窒素) などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	数百から 1 万程度	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン (PFC)	数千から 1 万程度	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	23,900	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1. 基準年度（平成18年度）における温室効果ガス排出状況

日本における2005年度の温室効果ガスの総排出量は、13億6,000万トンで京都議定書の規定による基準年(原則1990年)の総排出量と比べ7.8%上回っています。その内訳での95%を占めるCO<sub>2</sub>では業務サービス部門でも、気象状況などが影響し電力消費の増加が顕著で、全体で3.8%の増となっています。

### 我が国の温室効果ガス排出量の推移

※ 2005年度は、13億6,000万t-CO<sub>2</sub> 基準年比約7.8%増、前年比約0.2%増

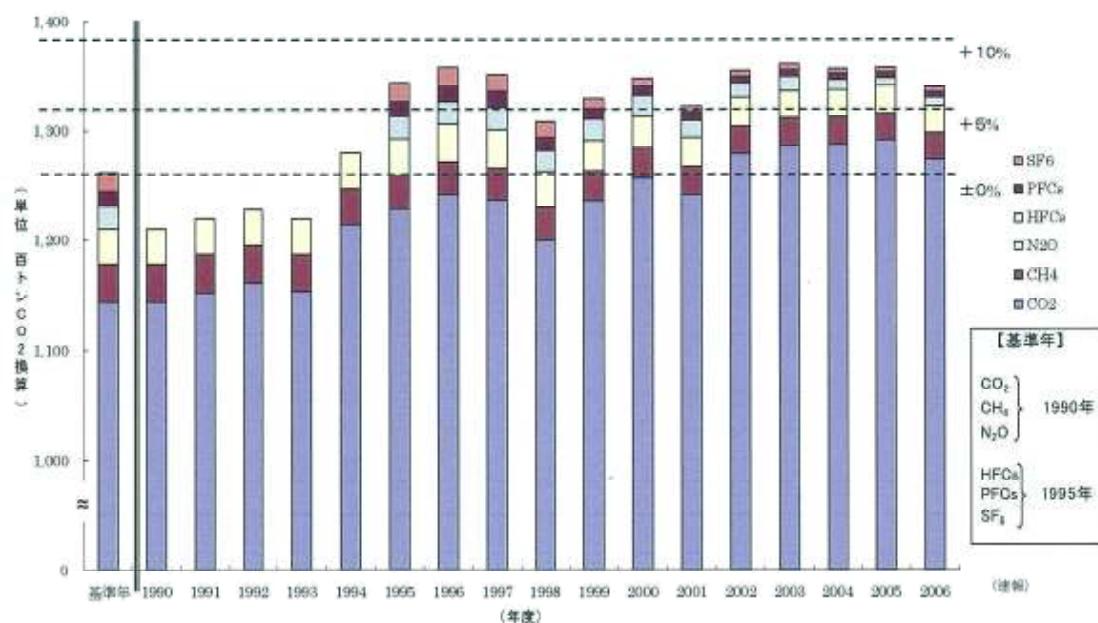


図1 温室効果ガス総排出量の推移

<出典> 温室効果ガス排出・吸収目録

## 2. 温室効果ガス排出量

このことから、日高川町では公共施設の事務・事業における活動量からまた、一般廃棄物の総量から二酸化炭素排出量を把握し その他の温室効果ガスについては、出来る範囲で順次調査することとします。

現状（平成 18 年度）の事務及び事業活動に伴う燃料使用量

項目		単位	日高川町	
温室効果ガス算定対象	燃料使用量	一般炭	kg	
		ガソリン	L	4, 7 2 9
		灯油	L	2 5, 0 0 5
		軽油	L	1 6, 7 5 8
		A 重油	L	1 5, 4 1 5
		液化石油ガス (LPG)	kg	1 4, 4 6 2
電気使用量		k w	3, 1 8 7, 3 7 1	
自動車 の 走行	ガ ソ リ ン	乗用車	km	2 5 1, 9 5 7
		軽自動車	km	1 2 2, 0 3 0
		軽貨物車	km	9 0, 0 1 0
		特殊用途車	km	3, 9 5 9
	軽 油	乗用車	km	1 9, 1 6 8
		軽自動車	km	
		軽貨物車	km	
		特殊用途車	km	6 1, 8 7 3
		バス	km	4 3, 3 5 9

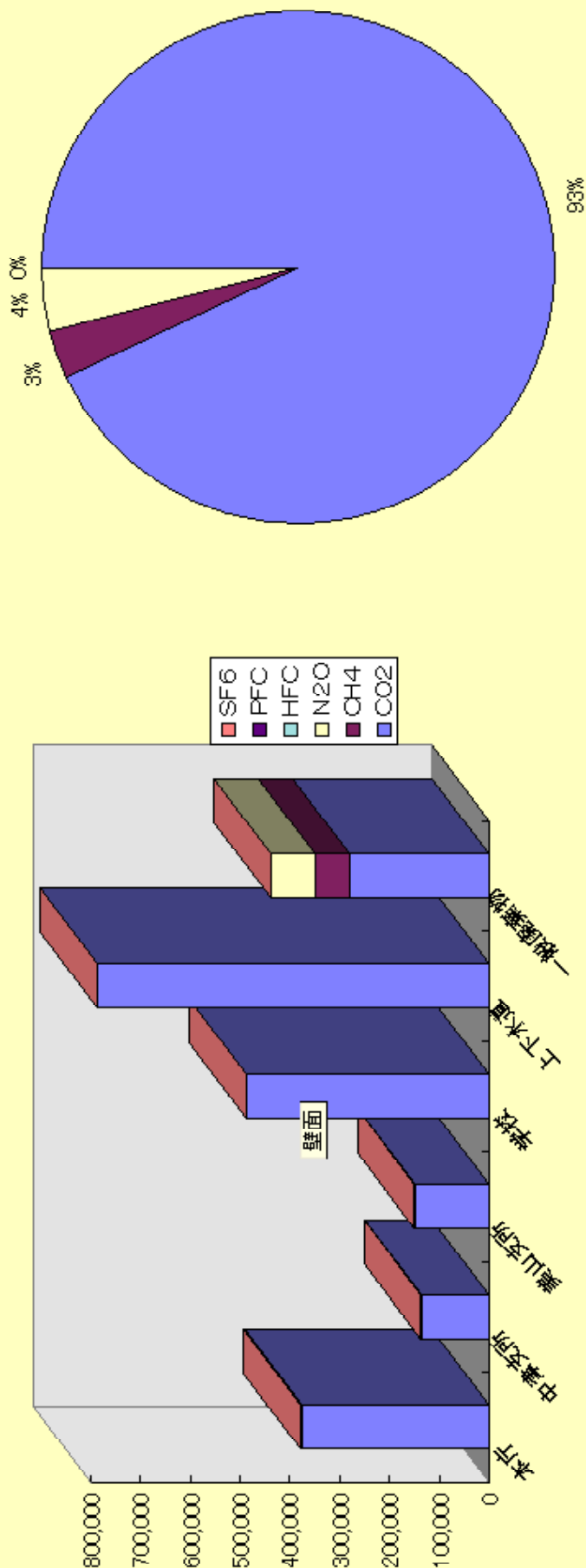
現状（平成 1 8 年度）上記本町の燃料消費量からガス排出量は、次の通りとなります。

「温室効果ガス総排出量」

	排出量 (単位：kg - CO <sub>2</sub> )
温室効果ガス総排出量	2, 3 7 5, 0 9 7 K g

温室効果ガスの総排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 14 年 12 月 26 日政令第 296 号）に定める排出係数を用いて算定しています。

所属別比較図



	本庁	中津支所	美山支所	学校	上下水道	一般廃棄物	計
CO2	375,624	135,458	149,032	487,641	785,495	279,673	2,212,923
CH4	60	34	24	B	B	68,927	69,060
N2O	2,017	1,133	801	324	240	88,589	93,114
HFC	0	0	0	0	0	0	0
PFC	0	0	0	0	0	0	0
SF6	0	0	0	0	0	0	0
計	377,701	136,624	149,857	487,973	785,743	437,199	2,375,097

kg-CO2



### 第3章 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの排出状況から、本計画では二酸化炭素の排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気及び燃料の使用について、数値目標を上げて使用量削減のための取り組みを行います。また、間接的ではあるが地球温暖化防止につながる一般廃棄物の減量化についても、行政が推進すべき課題であり市内の事務・業務からの水道・コピー用紙の削減及び、町内全体の廃棄物の増減を監視し減量化の推進を図る。

#### 1. 行動目標

##### ① 公共施設内での行動目標

項目	行動目標	担当部署
用紙類	証明書発行等の指定分を除き、古紙配合率を100%とする	総務政策課
印刷物		
衛生費		
電気製品	環境への負荷が少ない製品を、購入する	総務政策課
文具・事務機器		
公用車	新規購入時に低公害車、低燃費車の購入を目指す	総務政策課
その他	環境への負荷が少ない製品を、購入する	総務政策課

##### ② 用紙及び電気等使用にあたっての行動目標

項目	行動目標	担当部署
用紙使用(購入)の削減	基準年度比	各課
電気使用量の削減	基準年度比	
燃料使用量の削減		
水道使用量の削減		

##### ③ 一般廃棄物減量に向けた行動目標

項目	行動目標	担当部署
廃棄物発生量の削減	分別の徹底、基準年度の6%削減	住民課
再資源化の向上	再資源化出来る物の啓発	

④ 建築物の建築及び管理等に当たっての行動計画

項 目	行 動 目 標	担 当 部 署
建築材	再生素材や再生可能な素材を使用促進	建設課
空調設備	廃熱等の未利用エネルギーの有効利用、コージェネレーションシステムの導入、ヒートポンプの導入等、又冷暖房時の適正な温度管理	

⑤ 水の有効利用

項 目	行 動 目 標	担 当 部 署
上水道の節水	浄水場のエネルギー使用量の削減	上下水道

2. 削減目標

- ・行動目標を達成し、次のとおり温室効果ガスの削減を図る。

区 分	基準年度排出量 (平成 18 年度)	削減目標 (%)	目標年度排出量 (平成 24 年度)
二酸化炭素 (CO2)	2, 2 1 2, 9 2 3	6 %	2, 0 8 0, 1 4 7
メタン (CH4)	6 9, 0 6 0	6 %	6 4, 9 1 6
一酸化二窒素 (N2O)	9 3, 1 1 4	6 %	8 7, 5 2 7
計	2, 3 7 5, 0 9 7		2, 2 3 2, 5 9 0

## 第4章 公共施設での具体的な取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等に直接的あるいは間接的につながる取り組みを全職員で、あるいは各部署の役割・業務内容や場面に応じて実行するものとする。

この際には、自立的、積極的に取り組み、職場全体で一丸となって取り組みの徹底を図る。

なお、住民サービスが主体となる施設や事業、機関については、サービスの質の確保との両立を図りながら取り組むものとする。

### 1. 物品の購入にあたっての取組

項目	主な取組内容
用紙類	<input type="checkbox"/> コピー用紙 古紙配合率 100%かつ白色度 70%以下のものを購入する。 (証明書などの指定分を除く) <input type="checkbox"/> フォーム用紙及びその他用紙 帳票類、OA 用紙、ファックス用感熱紙は古紙配合率が高いもの を購入する。
印刷物	<input type="checkbox"/> 紙製品の購入 画用紙、色紙、広報誌、封筒、作文用紙、報告書、名刺、ポ スター、パンフレット等は古紙配合率が高いものを購入する。
衛生紙	<input type="checkbox"/> 衛生紙は全て古紙配合率 100%の製品を購入する。
電気製品	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコン・蛍光灯その他の電気製 品は、エネルギー消費効率が高い省エネルギー型の製品を購 入する。 <input type="checkbox"/> OA 機器 7 品目 (コンピューター、ディスプレイ、プリンタ ファクシミリ、複写機、複合機、スキャナ) は、原則として 国際エネルギースターマーク、国の推奨リストに記載されて いる物を購入する。 <input type="checkbox"/> リースに当たっても上記条件と同等とする。
文具・事務機器	<input type="checkbox"/> 文具・事務機器等は、原則としてエコマークやグリーンマー クが表示されているものか同等の製品を購入する。 <input type="checkbox"/> カートリッジ、ボールペン、事務用のり、洗剤、朱肉、その 他詰め替え可能なものを購入する。
公用車	<input type="checkbox"/> 公用車 (使用目的による特殊事情を除く) は、低公害車 (ハ イブリット車) 省エネ法の基準を満たした低燃費車を購入す る。
その他環境への負荷	<input type="checkbox"/> 設備機器、洗濯機、自動洗浄トイレ等は節水型の機器を購 入する。 <input type="checkbox"/> 飲料品等は、リターナブル容器 (再利用が可能なもの) の購 入に努める。 <input type="checkbox"/> 長期使用が可能な製品の購入に努める。 <input type="checkbox"/> グリーン購入法に基づく調達方針を参考に環境への負担が少 ない製品を購入する。

## 2. 用紙及び電気等使用にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
用紙使用量の削減	<input type="checkbox"/> 裏面コピー、両面コピーを徹底 <input type="checkbox"/> メモ用紙は、不用紙を利用する。 <input type="checkbox"/> 使用済み封筒は再利用をする。
電気使用量の削減	<input type="checkbox"/> unnecessary 電灯を消す。 <input type="checkbox"/> 昼休みは、窓口以外は消す。 <input type="checkbox"/> 照明器具は、定期的に清掃し照明効率を図る。 <input type="checkbox"/> OA 機器の電源は、業務後（帰宅時）必ず電源を切る。 <input type="checkbox"/> 冷房は適切な温度設定(27度以上)をする。 <input type="checkbox"/> テレビ・冷蔵庫等の利用実態を調査し、適正配置を図る。
燃料使用量の削減	<input type="checkbox"/> 公用車の燃料削減(急発進・急加速を控え、経済運行速度 40km～60km/h とする。又、待機時はエンジンの停止などアイドリングストップ運動の趣旨を励行する。 <input type="checkbox"/> 走行距離、燃料使用量などの実態把握と改善。 <input type="checkbox"/> 公用車の相乗りにより効率的な利用を図る。 <input type="checkbox"/> 近距離移動の自転車使用。
水道使用量の削減	<input type="checkbox"/> 節水を励行する。 <input type="checkbox"/> 洗車の際は、バケツを利用するなど節水に努める。

## 3. 廃棄にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
廃棄物発生量の削減	<input type="checkbox"/> 使用済み封筒の再利用を図る。 <input type="checkbox"/> コピーは必要最小限枚数とし、両面コピーを心がける。 <input type="checkbox"/> ファイル・フォルダー等の再利用を心がける。 <input type="checkbox"/> 内部資料等は、ホッチキスに替えクリップ等を使用する。 <input type="checkbox"/> コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、詰め替え製品を使用する。 <input type="checkbox"/> ボールペン、鉛筆等の事務用消耗品の適正化を図る。 <input type="checkbox"/> 個人用ごみ箱の削減。 <input type="checkbox"/> 学校・保育所等の調理施設において、生ごみの減量化に努めること。
再資源化の促進	<input type="checkbox"/> 焼却処分の必要な書類以外で、資源化が可能なものは全て再資源化を図る。 <input type="checkbox"/> 不要備品等の再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> その他、全課に分別ボックスを設置し、リサイクル推進を図る。

#### 4. 建築及び管理にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
環境に配慮した計画の推進	<input type="checkbox"/> 公共施設等の緑化を推進する。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出量の少ない燃料を使用する設備の導入に努める。 <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽の整備を推進し、水質汚濁防止に努める。 <input type="checkbox"/> 自動水洗、節水コマ等の設備器具の導入に努める。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー照明器具及びエリアに配慮したスイッチ回路の導入に努力する。 <input type="checkbox"/> 今後も太陽光・太陽熱等の自然エネルギーの導入を図る。

#### 5. 施設の修理・解体にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
環境に配慮した事業の推進	<input type="checkbox"/> 工事計画書の段階で、廃棄物処理計画及び再資源利用計画書の提出を求める条項を入れる。 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画及び再資源利用計画に基づく報告書を提出させる。 <input type="checkbox"/> 再資源物の分別と再資源利用の促進を指導する。 <input type="checkbox"/> 不法焼却の禁止の指導。 <input type="checkbox"/> 有害物質の適正処理の指導。

#### 6. 公共事業・施設管理にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
環境に配慮した事業の推進	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画書の提出要請。 <input type="checkbox"/> 再資源利用計画書の提出要望。 <input type="checkbox"/> 資源物の分別保管施設の設置を徹底させる。 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理及び再資源利用計画書に基づく報告書を提出させる。

#### 7. 環境保全に関する意識向上・率先実行の推進にあたっての行動目標

項 目	主 な 取 組 内 容
職員の環境保全意識の向上と率先実行の推進	<input type="checkbox"/> 職員向けに環境保全研修等を実施する。 <input type="checkbox"/> 環境保全に寄与する行動を奨励する日や月間を設ける。 <input type="checkbox"/> 職員向け配布物等を利用し、環境問題あるいは環境保全に関する情報を広報する。 <input type="checkbox"/> 職場生活上で環境に配慮すべき事項についてマニュアルを作成する。
環境保全活動への職員参加の推進	<input type="checkbox"/> 職員が参加できる環境保全活動について、職員向けに必要な情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 職員が環境保全活動に積極的に参加できるよう便宜を図る。

## 8. 一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進（町民への啓発）

- 一般廃棄ゴミ等については分別の更に徹底を図り、ゴミの減量化とリサイクルを推進する。
- ・新聞、ダンボール、雑誌、アルミ缶など小中学校、PTA の廃品回収活動を通じリサイクルに努めるとともに、児童生徒へのリサイクル運動への関心を促す。
- ゴミを極力出さないように、常に心がけます。
- 文具を机の引き出しに入れておくのを防ぐため、整理整頓に努める。
- 食堂、厨房等での生ごみのリサイクルを検討するように事業者へ啓発します。
- 外部からの納入品などについては、納入先に簡易包装の協力を依頼します。
- 住民に対してごみ問題の情報提供を行い、ゴミの分別の意義、方法の周知を図り、十分な理解と協力を得る。
- 電気式生ごみ処理機、コンポストへの補助（一家に一回）を継続させ家庭への導入を促進させる。

## 第5章 推進・点検体制

### 1. 推進体制

本計画は全職員が実践することとなり、本計画推進のための庁内推進体制が重要となる。

本計画の推進体制は、新たに庁内推進体制を整備するのではなく、現行の本庁・支所体制の中施設管理課で実行していく。

一般廃棄物の減量については、広報などによる啓発をすすめ、町民の意識の向上を図る。

### 2. 点検体制

実行計画の進捗状況及び点検・評価結果については、毎年度調査し町の HP を用いて公表する。

### 3. 職員に対する研修等

(1) 職員研修等の機会を通じ、職員へ計画趣旨の徹底を図ります。

(2) 課内会議等、定期的な会議において、職員の環境意識向上を図ります。

### 4. その他

本計画は平成20年4月1日から実施する。

日高川町地球温暖化防止活動推進員

本部長 町長

|

副本部長 副町長

|

所属課	氏名
総務政策課	課長
住民課	課長
産業振興課	課長
建設課	課長
保健福祉課	課長
上下水道課	課長
教育委員会	課長
議会事務局	局長
中津支所	支所長
美山支所	支所長